

神奈川大学教育振興基金規程第6条第1項(2)、(3)号の運用基準

標記について、課外活動団体又は個人に対する援助は、下記により取り扱うこととする。

記

I. 基本援助金

1. 公認の部が一年間に活動するうえで必要な経費の一部を援助することができ、次の(1)基礎額、(2)加算額により算出した額を教育振興基金委員会で決定する。ただし、準公認の部に対する援助金は、(1)基礎額のみを支給する。

(1) 基礎額

当該年度の予算額と過去の活動実績を勘案し、教育振興基金委員会で決定した額とする。ただし、毎年見直しを行うこととする。

(2) 加算額

ア 加盟団体への加盟費、登録費、分担金等の実費の半額。

ただし、200,000円を限度とする。

イ 大会、競技会、コンクール等への参加会費（主催者への納入金）の実費の半額。

ただし、200,000円を限度とする。

ウ 本学に施設・設備がないため、日常の課外活動を行う施設・設備を賃借している場合、改修工事等大学の都合により学内施設・設備が使用できない場合の賃借料。

ただし300,000円を限度とする。

エ 学外の指導者に対する報酬料金を定期的に支払っている場合は、支払額の半額。

ただし、200,000円を限度とする。

(3) 給付時期

原則として毎年6月末日までに給付する。

II. 特別援助金

1. 公認の部又は公認の部に所属する個人が予選会を突破し、国内で行われる全国大会又はこれに準ずる大会、競技会、コンクール等に神奈川大学として出場する場合（ただし、予選会がない場合、大会主催者が設ける参加基準タイム等の参加資格条件を満たしていること）、その必要経費の一部を援助することができる。

(1) 交通費

出場選手の公共交通機関の実費。貸切バスを利用する場合は、公共交通機関の運賃に換算した額以内の実費。新幹線特急料金又は特別急行列車料金は、乗車区間が片道80km以上の場合に支給。国内における航空機の利用は、次の指定地域に出張する場合に認める。

北海道、青森、秋田、富山、石川、八丈島、大島、三宅島、福井、広島、鳥取、島根、山口、四国、九州、沖縄

また、原則として自家用車、レンタカー及びタクシーの経費については、援助しない。交通費は、一人一回につき100,000円を限度とする。

(2) 宿 泊 費

出場選手のみの実費。ただし、一人1泊6,000円を限度とし、大会出場日のみ援助する。夕食及び朝食の2食付き又はどちらか1食付きの宿泊料金の場合は、宿泊費の範囲内で支給する。

(3) 運 搬 費

大会等に必要の用具、器具等の運送費実費。ただし100,000円を限度とする。

【注記】

- 1 主催者側の経費負担がある場合は、その額を勘案し、上記限度額内の実費とする。
- 2 大学が認める学外の指導者が、本学の学生への指導、助言を目的として同行する場合において、経費の個人負担がある場合は、上記(1)、(2)、に該当する範囲で援助することができる。
- 3 大会開催日において休学中の者は、援助対象外とする。

2. 公認の部又は公認の部に所属する個人が、公的機関から要請されて、全日本の代表又はメンバーとして派遣される場合は、上記1. に準じて、同様の援助を行うことができる。

【注記】

- 1 主催者側の経費負担がある場合は、その額を勘案し、上記限度額内の実費とする。
- 2 大会開催日において休学中の者は、援助対象外とする。

3. 公認の部又は公認の部に所属する個人が、公的機関等から要請されて、国際親善、地域交流等を目的とする行事に出場（参加）する場合、その必要経費の一部を援助することができる。

(1) 海外の場合

個人の場合：一人20,000円。団体の場合：個人の場合と同額とする。
ただし、一団体につき300,000円を限度とする。

(2) 国内の場合

個人の場合：一人10,000円。団体の場合：一団体につき一律50,000円。

【注記】

- 1 主催者側の経費負担がある場合は、その額を勘案し、上記限度額内の実費とする。
- 2 大会開催日において休学中の者は、援助対象外とする。

4. 公認の部が、定期行事（公演会、発表会等）を行う場合に必要経費の一部を援助することができる。

(1) 施設使用料

施設、設備の賃借料の実費。ただし、一団体につき年2回までとし、1回につき100,000円を限度とする。

(2) 印刷費

定期行事を開催するために必要な印刷代の実費。ただし、30,000円を限度とする。

(3) 運搬費

定期行事を開催するために必要な用具、器具等の運送費の実費。ただし、50,000円を限度とする。

5. 公認の部の本部組織が、所属団体の指導、助言及び支援等を目的として開催する行事又は刊行物を発行する場合の実費を援助することができる。ただし、支援活動を除き一件につき500,000円を限度とする。

6. 課外活動のための機械器具等の購入に対する援助をすることができる。申請に基づきその都度、教育振興基金委員会が決定する。

7. 災害等に対する援助をすることができる。ただし、盗難、紛失事故は除く。申請に基づきその都度、教育振興基金委員会が決定する。

8. 大学に協力要請された課外活動団体へ援助を行うことができる。

(1) 交通費 大学に協力する者が利用する公共交通機関の実費。

(2) 運搬費 大学に協力するために要する運搬費の実費。

(3) 付帯経費 大学に協力するために必要な物品等を購入する場合の経費の一部。

(4) 協力費 本学における学生アルバイトの報酬に相当する額。ただし、1団体300,000円を限度とする。

(5) 宿泊費 大学に協力するために要する宿泊費の実費。

(6) 会議費 大学に協力するために要する会議費の実費。

9. 教育振興基金委員会は特に顕著な活躍をした団体及び個人に対し、追加援助することができる。

10. 教育振興基金委員会が特に認めた場合、その他の援助についても考慮する。

付 記

1. この運用基準は、平成6年6月13日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
2. この運用基準は、平成7年4月1日から施行する。
3. この運用基準は、平成10年5月6日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
4. この運用基準は、平成12年4月1日から施行する。
5. この運用基準は、平成13年4月1日から施行する。

6. この運用基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
7. この運用基準は、令和元年 5 月 15 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
8. この運用基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
9. この運用基準は、令和 6 年 6 月 19 日から施行する。